

いじめ防止のための基本方針

山形市立蔵王第三小学校

山形市立蔵王第二中学校

平成26年2月策定

1. はじめに

(1) 「いじめ」の定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

本校は小規模校そして、小中併設校であり、小学生と中学生が学年を越えて強いかかりわりの中で学校生活を送っている。また、蔵王温泉地区にあり、地域と密接な関係をもつ学校である。つまり、小中連携そして地域連携の学校と言える。こうした中で教職員は、少人数指導のよさを生かし、児童生徒一人一人を大切にする指導を教育の重点目標としている。しかし、いじめはどの学校どの児童生徒にも起こる可能性がある。少人数だからこそ、いじめが起きたときの児童生徒一人一人への心身の痛みは多大なものとなる。さらには地域の方々の心配も計り知れない。

そこで、本校では、一人ひとりの心を大切にする教育活動を推進するとともに、いじめを許さない学校として、児童生徒、教職員が一丸となって取り組んでいくこととする。

(2) いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等（スマートフォンを含む）で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2. いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員による指導について

- ①教育活動全般において「一人一人のいのちと心を大切にする」ことを最優先とする。
- ②各教科、学級活動、道徳などにおいて「いのちの教育」を実践する。
- ③小中連携はもとより、日常的に児童生徒の変化について職員室の話題とする。

(2) 児童生徒に培う力とその取り組み

- ①学校行事や諸活動の中で、小学1年生から中学3年生までの活動を通して、学齢を超えて互いを心から気遣う態度を養う。
- ②クラブ活動や部活動を通して、切磋琢磨しながらも集団の中で他者を思いやる心を育む。
- ③全校集会等を利用し、児童生徒が積極的に表現する場を設け、交流し高め合う場面を設

ける。（始業式や終業式での意見発表、集会での感想発表、校内弁論大会など）

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

①いじめ防止等の対策のための組織を設置する。

ア. 校内職員：校長、小中教頭、小中教務主任、生徒指導主事（主任）、教育相談主任、養護教諭
イ. 校外関係者（※隨時依頼する）：PTA会長、町内会代表、駐在所、（※民生児童委員、学校医）

②いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策やいじめ発生時の対応にあたることとし、下記の具体的な取り組みを行う。

ア. いじめの未然防止や早期発見の方法について検討し、全ての教職員が共通理解のもとに取り組める体制をつくる。

イ. いじめの通報に関する相談窓口となる。

ウ. いじめ把握時の緊急会議の開催を校内職員で行う。

(4) 児童生徒の主体的な取り組み

①児童会、生徒会においてボランティア活動の推進により、思いやりの心と支え、助け合う心の醸成に努める。

②児童会、生徒会における自治活動推進の一環として、アンケートや問題点の討論などをを行い、いじめのない学校づくりを推進する。

(5) 家庭・地域社会との連携

①保護者会や三者面談、そして保護者アンケートの実施により、家庭とより深く話し合えるようにしておく。

②月2回の学校だより（全戸配布）に「児童生徒の心情面」に関する内容を掲載するなど、積極的に情報を提供する。

③学校評価アンケートや地区教育懇談会において、学校を開き、そして様々な情報が入ってくるようにしておく。

④PTAや町内会等と連携するとともに、地域ボランティア活動や地区行事への積極的な参加により、地域に見守っていただく。

3. いじめ早期発見のために

(1) 小学校、中学校にかかわらず、日常の児童生徒一人一人の様子について観察し、教職員間での情報交換を密にする。

①授業の様子などを日常的な話題とする。

②児童生徒理解研修を開く。

(2) 定期的にアンケート調査を実施し情報を収集・共有する。

①児童生徒に対するアンケート調査（生活アンケートを含む） 年6回

②保護者に対するアンケート（学校評価を含む） 年2回

(3) 教育相談活動を充実させる。

①担任による二者面談 適宜

②担任、保護者による三者面談 学期1回

③養護教諭による相談 適宜

④管理職（教頭）による二者面談 適宜

(4) 保護者や地域からの情報入手の機会を工夫する。

- ①保護者との連絡ノート（小）、生活ノート（中）を活用する。
- ②保護者会や地区教育懇談会において、参加者全員に話していただく。

4. いじめに対する措置

- (1) 素早く正確な報告（いじめ情報を把握した職員は、下記のルートで報告）
 - ①把握職員→生徒指導主事（主任）→教頭→校長
 - ②情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な報告書を作成する。
(□日時 □場所 □被害者 □加害者 □内容・状況等)
- (2) 緊急対応会議Ⅰの開催（いじめ防止対策委員会のうち校内委員及び関係者）
 - ①情報共有
 - ②対応方針の決定と役割分担の確認
- (3) 事実確認（関係者への聴き取り・説明等）
 - ①被害者、加害者、被害・加害者の保護者、周囲の児童生徒から聞き取る。
 - ②緊急対応会議の中で集約し、事実関係を確定する。
- (4) 緊急対応会議Ⅱの開催
 - ①指導・支援方針と指導・支援体制を決定する。
 - ②外部機関との連携の有無を検討する。
- (5) いじめ解決に向けての指導・支援
 - ①被害者、加害者、保護者連携、周囲の児童生徒担当（複数）に分かれる。
 - ②それぞれの担当で指導や支援を行い、互いに情報を共有する。
- (6) 緊急対応会議Ⅲの開催
 - ①指導・支援時の様子、経過観察の方法、いじめ解決の判断について話し合う。
 - ②今後の対応について検討する。
- (7) 児童生徒への指導
 - ①いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分自身の問題として捉えさせる。
 - ②児童会、生徒会や学級で話し合い、いじめを根絶しようとする意識と態度を高める。
- (8) 保護者への対応
 - ①必要に応じて集会等の場を設け、事実関係を伝える。
 - ②対応策や今後の指導も含めて理解を得て、協力を求める。
 - ③憶測やうわさで判断するのではなく学校に相談するように求める。
- (9) 配慮事項
 - ①児童生徒が相談しやすい教職員が対応するなど考慮する。
 - ②プライバシーには十分配慮する。
 - ③被害児生徒の安全と安心を確保する。
 - ④いじめが解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、相談活動を続ける。

5. 重大事態への対処

- (1) 重大事態と想定される事案
 - ①自殺を図った場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合

- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当期間欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥その他

(2) 調査組織の設置

- 「いじめ防止対策委員会」を母体とし、市教育委員会の指導と村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の協力を得て、調査組織を設置する。

(3) 重大事案にかかる事実関係の調査

- 市教育委員会、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」、山形警察署、中央児童相談所と連携を図りながら、調査を行う。

(4) 当該調査の報告

- 事実関係、その他必要な情報等については保護者、関係機関に速やかに報告する。

6. 校内研修

- (1) 職員会議、小学校部会、中学校部会において、「児童生徒の様子」と「いじめ」を毎回会議題とする。
- (2) 生徒理解研修会や事例研修会を行い、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修によって教職員の共通認識を図る。

7. 学校評価

- (1) 児童生徒の評価アンケートに、いじめに対する項目を設けて自己評価する。
- (2) 教職員による自己評価、保護者や地域による学校評価において、いじめ防止の取り組みについての項目を設けて評価していただく。
- (3) プライバシーに配慮しながら保護者や地域に公表し、学校と保護者や地域が一緒になっていじめ防止に努めるようとする。

8. ネット上のいじめの未然防止

- (1) インターネット、携帯電話等の誹謗中傷、いじめを想定し、児童生徒に対する「情報モラル教育」を行うとともに、インターネット利用状況などの把握に努める。
- (2) 外部指導者を招き、どのような危険性はあるのかなどについての職員研修会、保護者研修会を行い、ペアレンタルコントロール等についても協力をお願いする。

9. その他

- (1) 校務分掌を適正化したり、校務の効率化を図ったりすることによって、教職員が児童生徒と向き合う時間を増やし、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとする。
- (2) 地域行事への積極的参加、交流を通して、児童生徒の「奉仕する心」「感謝する心」を育み、問題の未然防止に努める。